

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		担当課	農産園芸課	検索番号	1-1
法令名	農薬取締法	根拠条項	31-2、31-4、令4-3		
不利益処分	販売者に対する農薬の販売制限又は禁止				
(根拠規定)					
○農薬取締法第31条第2項 農林水産大臣は、販売者が第18条第1項若しくは第2項又は第21条第1項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。					
○農薬取締法施行令第4条第3項 法第31条第2項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、農薬の販売により農作物等、人畜又は生活環境動植物の被害の発生が広域にわたるのを防止するため必要があるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。					
○農薬取締法第31条第4項 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（法第17条又は第20条）に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。					
(処分基準)					
○販売者に対する農薬の販売制限又は禁止の処分基準					
違反状況 違反条項		A		A欄に該当する処分を受けてから2年以内に、当該処分に係る違反条項と同一条項の違反が確認された場合	
		違反が確認された場合	故意または重大な過失による違反が確認された場合		
法第17条	販売者の届出	4日以内の農薬の販売禁止	4日以内の農薬の販売禁止	2日以上6日以内の農薬の販売禁止	
法第20条	帳簿の作成・保存				
法第21条第1項	虚偽の宣伝等の禁止	4日以内の農薬の販売禁止	4日以内の農薬の販売禁止	8日以上15日以内の農薬の販売禁止	
法第18条第1項又は第2項	農薬の販売の制限又は禁止	5日以上10日以内の農薬の販売禁止	5日以上10日以内の農薬の販売禁止		